第486号
2015年 1月号

一般社団法人

東京都個人タクシー協会

会報

乗って安心個人タクシー

《年頭所感》

「決めたことは守る」「守れないことは決めない」運営秩序の確立で健全な協会を目指そう

一般社団法人 東京都個人タクシー協会
会長 木村 忠義

あけましておめでとうございます。年頭にあたり謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年は、消費税率改定に伴う反動減による消費の低迷等で、需要が伸び悩む状況となりました。タクシー業界では年末まで景気回復を実感できる状況には至らず、会員傘下事業者の皆様は、大変ご苦労された一年であったことと存じます。こうした中、昨年も一年間、当協会の運営にご理解とご協力をいただきましたことに心よりお礼申し上げます。

昨年7月に起きました優良乗り場不正入構等に関する問題につきましては、マスターズ制度の表示に関してルールに違反する事案が多く出てしまいました。できるだけ協会レベルで措置してほしいとの要請が寄せられ、また、行政からも協会として措置し再発防止策などで信頼回復に努めてほしいとの指導をいただき、様々な方策を実施してまいりました。これらの施策はすべて正副会長会議、理事会、さらには臨時総会で決定したものであります。しかし、不正表示に関する誓約書提出が最初の提出期日までに、一会員団体からの提出が50％に満たない状況がでたことで、事後策を検討する正副会長会議で検討する間もなく、その直後の理事会でいきなり会長解職決議案が提案されました。提案は否決されたものの、「決めたことは守る」「守れないことは決めない」という都個協の運営秩序を大きく崩される結果となってしまいました。

今後は、この轍を踏まないよう傘下会員団体の全役員と事業者の皆様にご協力をお願いする次第です。

さて、昨年末には、個人タクシーの試験制度改善等が実現する運びとなりました。実に5年間にわたる要望が実現し、これにより譲渡譲受の促進のための事前試験制度の導入と試験回数の増回が新年度より実施されることとなりました。これらの制度の活用により、個人タクシーの激減状態を少しでも緩和させたいところです。今後は、「地域ごとに一定の台数枠、割合枠の設定」さらに「新規許可」の復活を願うところであります。

一昨年11月に成立した改正特措法の付帯決議には、高齢者等、訪日外国人等のニーズに「創意工夫を凝らして応えるべきこと」が盛り込まれ、利用者の利便性が公共交通の重要な価値基準となっております。

超高齢社会の加速する中でのタクシーの役割が重要な意義をもつようになりました。今後はユニバーサルドライバー研修を多くの事業者に受講していただき個人タクシーの存在価値を高めてまいりたいと存じます。

さらに訪日外国人が年々増加する中で外国語対応も重要なテーマになっております。当協会のオリンピック・パラリンピック対策特別委員会で、事業者の皆様にアイディアのアンケートをお願いしましたところ実に多くのユニークなご提案をいただきました。活用させていただきます。

本年も各会員事業者の皆様のなお一層のご協力をお願い申し上げますとともに、皆様の事業の発展とご健勝を祈念申し上げ、年頭の挨拶といたします。

都内個人タクシー現況（平成26年12月1日現在）
許可事業者数　14,640名（前月比 −40名）
（特別区、武三14,188名　北多摩172名　南多摩280名）
傘下事業者数　14,345名（前月比 −46名）
（特別区、武三13,894名　北多摩172名　南多摩279名）

発行者　一般社団法人東京都個人タクシー協会　教育広報委員会　東京都豊島区南大塚1-2-12　日個連会館5階　(03) 3947-1461　http://www.kojintaxi-tokyo.or.jp/

年頭の辞

関東運輸局　又野 己知 局長

新年あけましておめでとうございます。

念頭にあたり新春のご挨拶を申し上げます。

タクシー事業につきましては、昨年1月に施行された「特定地域及び準特定地域におけるタクシー事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」により、関東運輸局管内28の特定地域が「準特定地域」として指定され、各地域において、準特定地域協議会が開催されました。また、昨年10月には、地域からの要望により、茨城県の鹿行交通圏が準特定地域に追加指定されたところであります。

なお、改正タクシー特措法に基づく、特定地域の指定基準等の策定にあたり、現在、国土交通省本省において、昨年6月に規制改革会議より提出された意見書、議員立法の趣旨、衆参両院の附帯決議などを尊重しながら、慎重に作業検討を行っているところであります。

関東運輸局としましても、改正タクシー特措法の趣旨を踏まえ、適切な制度運用を図るとともに、タクシー事業の更なる適正化・活性化を推進してまいります。

第8回 理事会の焦点

来年度より事前試験制度実施へ

開催日時　12月11日（木）午後1時

場　所　日個連会館

決議事項

①特定地域街頭営業ルール実施要綱一部改定（案）承認の件

※詳細については下段の「銀座・交詢社通りを追加指定」の内容の通り

②タクシー車内での定型英会話教材CDの作成に関する件

③平成27年新年賀詞交歓会開催中止に関する件

パブリックコメント始まる

理事会の冒頭、木村会長より現在の業界を取り巻く情勢について、次のような話がありました。

「12月9日に国土交通省より事前試験制度に関するパブリックコメントが出ました。翌10日、全個協支部代表者会議の際、本省の係官より事前試験制度、試験回数の増回問題について、説明をいただきました。

具体的には来年4月から年3回（7月、11月、3月：地理試験免除に限る。）という試験回数の増加と事前試験制度も同時に施行されるとともに、来年5月に予定されていた試験が3月に前倒しして実施されることになります。

東京では諸問題が山積しており、一時は危惧していましたが、ようやく新年度からスタートの運びとなりました。個人タクシーの激減状態を出来るだけ緩和していくために、一般廃業を少しでも譲渡に結び付けて、激減状態からの脱出を図る努力を続けたいと思っています。

また、事前試験制度が始まると譲渡価格の問題が出てくるかもしれません。これも業界で工夫をして克服していかなければと思っています。

今回の全個協支部代表者会議では、全国の役員さんから『東京がもっとしっかりしないと』等のご指摘がありました。東京が、がたつくと全国に波及しかねません。一日も早く都個協が健全な形へと戻るよう、皆で心がけ乗り越えて行けるよう、ご協力をお願いいたします」

その後の審議において、決議事項はすべて全員賛成で可決承認されました。

「この大事な時期を協力し合い乗り切らねば」と木村会長

銀座・交詢社通りを追加指定

＝今後は指導対象に＝

銀座・交詢社通りにおける不適正な客待ち待機（一方通行路両側での客待ち待機、目的地を聞き遠距離客のみ乗車させる客選び行為等）に対し、築地警察署をはじめ多方面から改善要請を受けていることから、特定地域街頭営業ルール実施要綱の「特定地域」として左記のとおり指定しました。今後は指導対象事案となりますので適正営業に努めてください。

記

◆銀座・交詢社通り

（昭和通り～中央通り）

①一方通行路における右側駐車の禁止

※道路の右側駐車は道路交通法違反です。

②交差点、横断歩道における駐車禁止

③交差点の側端から5メートル以内における駐車禁止

④横断歩道の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内における駐車禁止

羽田空港国際線タクシー乗り場

外国人旅客接遇研修修了者専用レーンの設置について

羽田空港国際線タクシー乗り場については、外国人旅客の更なる増加が予想され、外国語（英語）による接遇対応の充実が求められることから、同待機所に「外国人旅客接遇研修修了者専用レーン」が設置され、左記により平成26年12月15日から運用開始されました。

東京車両待機レーンの8レーン中、左側の2レーンを専用レーンとして運用することにより、8台に2台の割合で同研修修了者の車両が入構することになります。

記

□専用レーンへ入構する車両の入構条件

現行の国際線タクシー乗り場の入構条件に左記を追加する。

①外国人旅客接遇研修（英語）の修了証を携帯し、タクシー乗り場、待機列及び待機所では、「専用レーン入構表示板」を掲出している車両

②車両番号末尾規制は、入構の促進を図るため除外する

□その他遵守事項

①専用レーンが満車の場合は路上待機できない

②専用レーンが満車で一般レーンが空いていた場合には、一般レーンに待機できるが、「専用レーン入構表示板」を掲出することはできない。また、一般レーンでは車両番号の末尾規制を適用する

□専用レーン入構表示板の掲出

タクシー乗り場・待機列及び待機所においては、利用者から外国人旅客接遇研修修了者であることが分かるようにするために、ウィンドウ側に下ろしたサンバイザーに車両前方から見えやすいよう「専用レーン入構表示板」を掲出し、旅客が乗車後は元に戻すこととする。

□乗り場における案内表示

外国人利用者が英語による接遇ができる運転者を希望する場合には、利用者が車両を選択して乗車できることとする。そのため、乗り場標識には、サンバイザーに「専用レーン入構表示板」を掲出した車両が、同研修を修了している運転者の車両であり、旅客指定車両の対応と同様に選んで乗車することが可能であることを利用者に分かるよう英語で案内表示する。

□専用レーン入構表示板交付手続き

当協会へ専用レーン入構表示板交付申請書を提出してください。

専用レーン入構表示板

各警察署の重点路線等公表へ

交通違反の取締まりは従来、抜き打ち的に行うのが一般的ですが、各警察署では、過去3年間に速度超過で死傷事故等が起きた路線を指定し、速度違反の取締まりを重点的に行う路線と時間を公表することとなりました。

当業界では速度超過による道交法違反が全体の約3割を占めており、とりわけ速度超過50㎞以上の違反点数12点も多数発生している状況です。

詳しくは警視庁ホームページに各警察署の重点路線等が示されているのでご覧いただき、なお一層の安全運転を心掛けるようご協力をお願いします。

速度取締指針

重大交通事故を抑止することを目的として、重点的に各種警察活動（速度違反取締りや警戒活動等）を実施する路線等を警察署単位で明らかにするものです。

各警察署の重点路線等は
ホームページから確認できます

警視庁のホームページ内「警視庁速度管理指針」のページから、各警察署の重点路線等の詳細を確認することができますので、ご活用ください。
http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/sokudo_sisin/sokudo_sisin.htm

■行政処分状況

平成26年11月分

処分日	氏名	処分内容（車両停止）	違反事項	違反概要	点数
11月18日	堀内伸浩	60日車及び安全確保命令	車両法第58条第1項他	無車検運行他	6点
11月18日	千葉房男	文書警告及び安全確保命令	運輸規則第2条第2項	接客不良	0点

■不適正営業集計表（街頭営業適正化指導規程）

（件）

発生月	警告事案	講習事案	処分事案	合計
平成26年10月	23	2	2	27

■処分事案対処報告書（街頭営業適正化指導規程）

平成26年11月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	東部支部	D・M	H26.9.8	新橋一丁目交差点	乗り場無視		表示灯使用停止
全個人		Y・N	H26.9.8	新橋駅東口バス停	進入禁止無視	加重	左記他4件の事案により センター自主研修（1日） 換金停止 今後の研修会欠席認めない

※処分事案は東個協・都営協等に処分を要請し、平成26年11月中に処分内容の報告があったもの
※加重とは、処分事案としての処理が２回目以降となる場合です

訃報　＊11月

ご冥福をお祈り申し上げます

氏名	所属団体	享年	病名
近藤　博	（東個協・板橋第一）	74	心筋梗塞
田中　由彦	（東個協・北）	72	動脈瘤破裂
宇山　五郎	（東個協・文京第一）	72	甲状腺癌
西　計幸	（東個協・墨田）	63	心不全
青柳　力	（東個協・新東京）	68	不明
豊岡　良一	（都営協・城北）	63	白血病
始沢　時市	（都営協・民主）	77	肺癌

地理モニター報告㉛

【 名称変更並びに移転 】

旧名称	新名称	変更日	旧所在地	新所在地	移転日
西新宿保健センター	東新宿保健センター	平成26年7月	新宿区西新宿7-5-8	新宿区新宿7-26-4	平成26年7月
新宿区立区民健康センター	新宿区医師会区民健康センター		新宿区大久保3-1-1		

【 新施設 】

地図	名称	概要	所在地	開始日
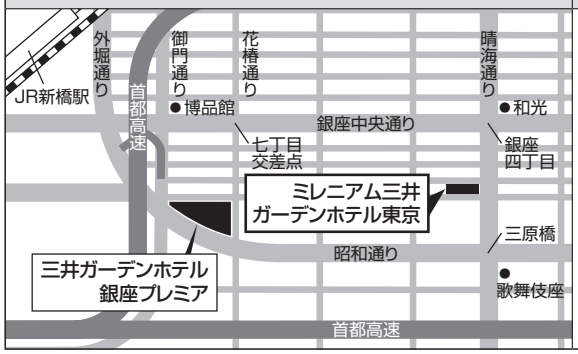	ミレニアム 三井ガーデンホテル東京	世界的ブランドショッピングや観光に至るまで徒歩圏内にある絶好のロケーションに位置します。 【注意】 近隣に名称の似た既存のホテル「三井ガーデンホテル銀座プレミア(中央区銀座8-13-1)」があるため、気を付けてください。	中央区銀座 5-11-1	平成26年12月

タクシーセンター 第38回優良運転者表彰

11月27日(木)午後2時より、ホテルイースト21東京において、東京タクシーセンターによる第38回優良運転者表彰式が開催されました。今年の受賞者は特別表彰(40年)・30年・20年・10年・一般(5年)を合わせて、1841名(うち個人は216名)でした。代表者への表彰状授与の後、東京タクシーセンター渡邊会長が式辞を述べられました。

渡邊会長式辞

未だ厳しい経済情勢と交通環境の中にあって、タクシー利用者の利便と交通事故防止の為、常日頃よりたゆまぬ努力を重ねられた優秀な方々に、深く敬意を表します。

タクシーは高齢者や身体の不自由な方々にとって、地域の公共交通機関として必要不可欠な重要な輸送手段です。現在東京のタクシーは機能面・サービス面等に高い評価を受けていますが、今後ますます範囲を広げ、ユニバーサル社会に貢献していくことを切に期待しています。一方では利用者からの苦情・要望もセンターに寄せられており、まだまだタクシーサービスの改善も求められています。

年々多様化・高度化する利用者のニーズに応えるため、また超高齢化社会を迎えるにあたり、運転者の皆様により良いサービスを進め得て頂き、利用者の立場にたって対応されることを心がけてください。

そのことが利用者に対する信頼や安全確保、さらにはタクシー事業の発展につながっていくことになります。

特別表彰代表の東個協・杉並支部、宮下福森さん

●受賞者の声●

都営協・友和支部
木村　光良さん

毎日「絶対事故は起こしてはいけない。安全第一」と自分に言い聞かせて仕事に出ていますが、この受賞を機に、新たに頑張らなければと気の引き締まる思いです。これからも、お客様との意思の疎通を大切に、お客様が少しでも気持ち良い時間を過ごせるように頑張ります。